

## 「愛川町業務用封筒」 有料広告掲載要領

### 1 趣旨

この要領は、愛川町有料広告掲載に関する基本要綱（平成19年3月1日施行。以下「基本要綱」という。）第12条の規定に基づき、町が作成する業務用封筒（以下「封筒」という。）への有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、基本要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 広告の掲載位置

封筒の裏面で町が指定した位置

### 3 広告の規格、枠数及び掲載料

封筒種別	印刷部数	広告サイズ・刷色 (単位 mm)	掲載枠数	掲載料 (1枠につき)
角2型	15,000	縦 80×横 150 1色 (青)	3枠	30,000 円
長3型	80,000	縦 55×横 90 1色 (青)	3枠	50,000 円

### 4 広告の掲載期間

当該広告の掲載された封筒の在庫のある期間（約1年間）とし、期間中は掲載中の広告の取り下げはできないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

### 5 申込書

「愛川町業務用封筒」 広告掲載申込書（第1号様式）

### 6 申込期間

広告募集時において、その都度定める期間

### 7 提出する原稿（案）又は広告物

掲載しようとする広告の原稿（案）及び電子データ

ただし、原稿（案）に写真データを掲載しようとする場合は、申込書を提出する以前に、あらかじめ町と協議を行うものとする。

### 8 広告掲載の決定通知書

「愛川町業務用封筒」 広告掲載決定通知書（第2号様式）

### 9 広告掲載料を還付する場合

広告主が広告掲載料を納付した後に、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載の決定を取り消したとき

10 広告掲載料の還付請求書

「愛川町業務用封筒」広告掲載料還付請求書（第3号様式）

11 広告掲載の取りやめ

広告の掲載後に、広告主の原因により、継続して広告を掲載することが不相当と認められたときには、広告の掲載を取りやめるものとし、次の各号に掲げる費用は、当該広告主の負担とする。

- (1) 封筒の作成に関する費用
- (2) 目隠しシールの作成及び貼付に係る費用
- (3) その他町長が必要と認める費用

12 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

「愛川町業務用封筒」広告掲載申込書

愛川町長あて

広告掲載希望者 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
 法人名（名称） \_\_\_\_\_  
 代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先（TEL） \_\_\_\_\_  
 （FAX） \_\_\_\_\_  
 （Eメール） \_\_\_\_\_

愛川町業務用封筒への広告掲載を、次のとおり申し込みます。

封筒種別	角2型 ・ 長3型
掲載希望枠数	枠
業種	
広告の内容	
その他	申込みにあたっては、愛川町の有料広告掲載の取扱いに関する基本要綱、「愛川町業務用封筒」広告掲載取扱要領の内容を遵守します。 また、愛川町が町税納付状況調査を行うことに同意します。

備考 次の書類を添付してください。

- 1 広告の原稿（案）
- 2 会社案内、パンフレット等（事業内容、社歴等が分かるもの）

令和 年 月 日

「愛川町業務用封筒」広告掲載決定通知書

殿

愛川町長

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、次のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

決定区分  掲載する

掲載しない

理由：

1 広告掲載料 金 円 ( 円 × 枠 )

2 納入期限 令和 年 月 日

3 その他

「愛川町業務用封筒」 広告掲載料還付請求書

愛川町長あて

広告主 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
 法人名（名称） \_\_\_\_\_  
 代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先（TEL） \_\_\_\_\_  
 （FAX） \_\_\_\_\_  
 （Eメール） \_\_\_\_\_

愛川町業務用封筒への広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

請 求 金 額	円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行・農協・信用組合・労金
	支 店 名	支店・本店 支所・本所
	預 金 区 分	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	
	（フリガナ）	
	口 座 名 義 人	

備考 「口座名義人」は、広告主本人としてください。